

# 那珂川町立馬頭中学校いじめ防止基本方針

平成25年8月10日制定

平成26年8月4日改訂

心身ともに健全な生徒を育成することは、中学校教育の重要な使命であり課題である。このため、学校はすべての生徒の豊かな学校生活を願って、日々教育活動の充実に努めている。いじめ問題は生徒の人間形成と人権尊重の精神の育成の上で見逃すことのできない重要な問題である。これまで、本校では、この問題に対して、いじめは、決して許されないことであるが、いつでもどこでも、どの学校にもどの学級にも起こりうるものであるという認識に立ち、家庭・地域・関係機関と連携し、日頃からいじめの兆候を早期に把握し、迅速に対応できるように努めてきた。

平成25年9月「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、これまでの本校のいじめ問題の対応について、見直し改善を図り、改めて本校の現状に応じたいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定する。

## 1. 那珂川町立馬頭中学校いじめ防止基本方針の前提となる共通認識

\*は「いじめ防止対策推進法」の関連条文

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめ防止対策推進法第2条より

本校に在籍している生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。\*いじめ防止対策推進法第2条

### (2) 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての生徒に関係する問題であることを鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずにいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。\*いじめ防止対策推進法第3条

### (3) いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

\*いじめ防止対策推進法第4条

### (4) 学校及び学校の教職員の責務

本校及び本校の教職員は、上記(2)の基本理念にのっとり、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務がある。\*いじめ防止対策推進法第8条

### (5) 保護者の責務等

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する生徒がいじめを行うことのないよう、当該生徒に対して規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うように努める。\*いじめ防止対策推進法第9条

## 2 いじめの防止等に関する基本的施策

### (1) 学業指導、道徳教育等の充実

- ①学級、各教科で「集団づくり」と「授業づくり」に努め、帰属意識、規範意識の高い学級づくりを行い、開発的・予防的な生徒指導を推進する。
- ②学習指導部と連携し、いじめに関する資料を使って全校一斉道徳の授業を展開する。
- ③朝の松が峰タイムを活用し、期間を決めていじめについて一人一人が考える時間を設ける。(例：資料を読み感想を書く。校内で標語を作成する。)

### (2) 早期発見及びいじめ予防のための措置

- ①5月と9月を教育相談強化月間とし、心のアンケートを実施する。生徒一人一人の悩みを把握し、学級担任が教育相談を行う。
- ②からかいや悪口を含めた「いじめ0運動」を期間を決めて実施し、啓発を行う。
- ③全校集会や学年集会を利用し、いじめ防止等に関する講話を行う。

(3) 相談体制の整備

- ①教育相談強化月間以外にも、学級担任を中心として生徒の教育相談を進んで行うようにする。
- ②養護教諭を窓口として、スクールカウンセラーとの相談を生徒、保護者が定期的に行えるようにする。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ①インターネット上にある SNS の掲示板、電子メール、その他の方法による誹謗中傷などのいじめに関する問題について、学校だよりや PTA 学習会などを通じて生徒、保護者に啓発を行う。
- ②学活等を利用し、携帯電話や情報発信機器の利用方法、情報モラルについて指導し、犯罪になることを理解させるとともに利用の抑制をはかる。また、ネットいじめを中心とした関連法規にもふれることで、生徒に知識を身に付けさせる。

3 重大事態への対処

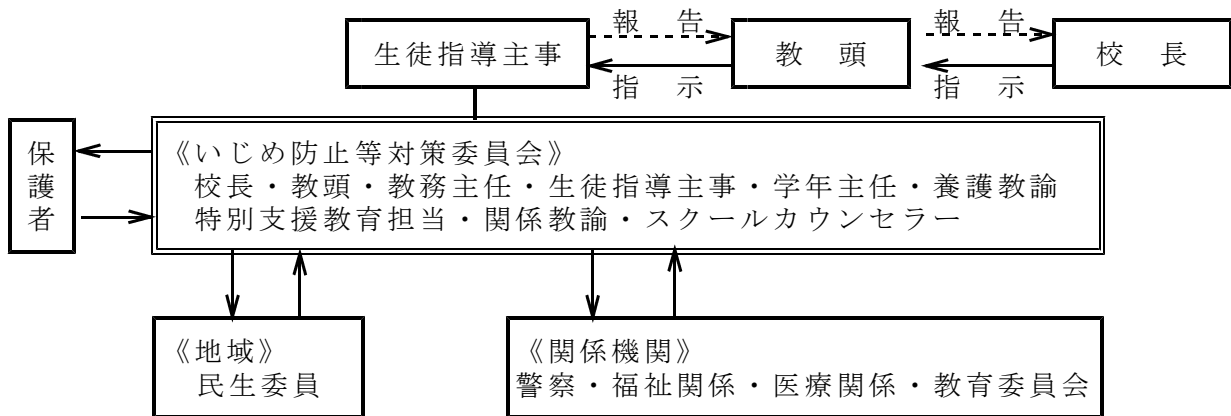
本校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、本町教育委員会に報告を行うとともに、指導助言を受け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係わる事実関係を明確にするための調査を行う。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- (3) 本校は、上記の規定による調査を行ったとき、当該調査に係わるいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係わる重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

\*いじめ防止対策推進法第28条

4 いじめに対する組織的な対応

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、学校長を委員長として次のようないじめ防止等対策委員会を設置することとする。



担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することが原則である。そのため、以下について共通理解を図る。

- ①いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。
- ②いじめ対策に同一步調で取り組む組織（いじめ防止等対策委員会）やルールを作る。
- ③各学級で起きていることを生徒指導主事に情報を集め、生徒指導だよりや打ち合わせで共有化し、担任を学校全体でフォローする。
- ④問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。  
（問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。）
- ⑤時系列に沿って、経過の記録を残しておくこと。

5 本校でいじめ事案が発生した場合の指導

- (1) 速やかにいじめの事実関係を明らかにするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた生徒又はその保護者に対して二度と被害を受けないように守り、支援していくことを約束し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、速やかに所轄警察署と連携をとり、調査にあたる。

※ (2) (3) については、下記に留意して指導にあたること。

《いじめを受けている生徒への対応》

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。</li> <li>・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。</li> </ul>
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担任を中心に、生徒が話しやすい教員等が対応する。</li> <li>・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。</li> </ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間や場を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。</li> <li>・学校は、いじめを行う生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。</li> <li>・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒の良さや優れているところを認め、励ます。</li> <li>・いじめを行う生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。</li> <li>・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師等の連絡先、または相談機関の連絡先を教える。</li> <li>・「君にも原因がある」といった誤った指導や「がんばれ」などという安易な励ましをしない。</li> <li>・いじめ問題が原因で、当該生徒やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組について理解を促す。</li> </ul>
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。</li> <li>・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。</li> </ul>

《いじめを行った生徒への対応》

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。</li> <li>・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。</li> <li>・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。</li> </ul>
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。</li> <li>・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。</li> </ul>
指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。</li> <li>・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。</li> <li>・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。</li> <li>・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。</li> <li>・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求めたり、厳しい対応策をとることも視野に入れる。</li> <li>・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者と十分な連携を図る。</li> </ul>
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活ノート、面談などを通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。</li> <li>・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、良さを認めていく。</li> </ul>